

令和3年7月29日（木）

於・ 農林水産省 8階 水産庁中央会議室（Web会議）

## 第35回

# 太平洋広域漁業調整委員会

## 議事録

1. 日時：令和3年7月29日（木）14：04～16：29

2. 場所：農林水産省8階 水産庁中央会議室（Web開催）

3. 出席委員等

**【会長】**

学識経験 関 いずみ

**【都道府県互選委員】**

北海道 川崎 一好

青森県 竹林 雅史

岩手県 大井 誠治

宮城県 關 哲夫

福島県 鈴木 哲二

茨城県 高濱 芳明

千葉県 石井 春人

東京都 有元 貴文

神奈川県 宮川 均

静岡県 鈴木 精

三重県 掛橋 武

徳島県 豊崎 辰輝

高知県 木下 清

大分県 小野 眞一

宮崎県 中島 耕成

**【農林水産大臣選任委員】**

漁業者代表 小坂田 浩嗣

漁業者代表 金澤 俊明

漁業者代表 中田 勝淑

漁業者代表 井上 幸宣

学識経験 北門 利英

学識経験 花岡 和佳男

(2) 参考人

菅原 美德 (一般社団法人 全日本釣り団体協議会常務理事)

森 聡之 (NPO法人 ジャパンゲームフィッシュ協会釣魚保全委員)

桜井 駿 (一般社団法人 日本スポーツフィッシング協会理事兼全体統括)

4. 議 題

(1) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について

(2) その他

午後2時04分 開会

○魚谷室長 それでは、定刻を若干過ぎましたけれども、ただいまから第35回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。

まず出席の状況ですけれども、本日は、都道府県互選委員である、新たに愛知海区の互選委員として着任された鈴木委員、新たに和歌山海区の互選委員として着任された片谷委員、愛媛海区の佐々木委員、あと大臣選任委員である福島委員、鈴木委員、清水委員が事情やむを得ず御欠席となっております。

委員定数28名のうち定足数である過半数の22名の委員の御出席を賜っておりますので、漁業法第156条で準用いたします同法第145条の規定に基づき、本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは関会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○関会長 本日はお忙しい中、また大変急な参集にもかかわらず、委員の皆様におかれましては御出席を頂きまして、ありがとうございます。

3月の委員会では、次回は11月頃に開催予定と事務局の方から報告がありましたが、今般急遽、クロマグロ遊漁について委員会の協議が必要だということで、臨時の委員会を開催することとなりました。

今回は、遊漁関係の方からお話を伺うことにもなっております。

コロナ感染者数が急増しておりますのでの会議となりますけれども、忌憚のない意見交換がかないますよう、皆様の御協力をよろしくお願いしたいと思います。

本日は、水産庁から神谷長官、藤田資源管理部長、坂本管理調整課長、魚谷資源管理推進室長、松尾沿岸・遊漁室長に御出席を頂いております。

また、本日はクロマグロの遊漁に関する協議ということで、参考人として、一般社団法人全日本釣り団体協議会の菅原様、NPO法人ジャパンゲームフィッシュ協会の森様、一般社団法人日本スポーツフィッシング協会の桜井様に御出席を頂いておりますので、後ほど御意見を賜りたいと思います。

それでは、本日御臨席いただいております水産庁の神谷長官から、委員会の開催に当たり一言御挨拶を頂きたいと思います。お願いします。

○神谷長官 水産庁長官の神谷でございます。第35回太平洋広域漁業調整委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

まず初めに、委員の皆様方におかれましては御多忙の中を御出席、どうもありがとうございます。

ございます。

本委員会は、広域に分布回遊する魚種の資源管理に係る漁業調整を行うことを主目的としておりまして、本日の議題にありますクロマグロの遊漁に関する委員会指示ということをご正に議論していただくこととなります。

クロマグロの遊漁に関しましては、本年3月に委員会で御審議いただき、発出された委員会指示に基づきまして、本年6月1日からの小型魚の採捕禁止と大型魚の報告を義務付けいたしたところでございますが、その後の遊漁における採捕の状況を受け、追加的な措置について御審議いただく必要が生じました。委員会の皆様をはじめとする漁業関係者にとりまして、また一般遊漁者の方々にとっても御関心が高い議題だと思っておりますので、ウェブ会議という制約もございますが、委員の皆様にはこれまでの御経験や御知見を基に、是非忌憚のない御意見を賜りたいと思っております。

さて、70年ぶりの大幅な改正を行い、昨年12月に施行された漁業法におきましては、その最も大きな柱が資源管理となっており、新たな資源管理におきましては、持続的に生産可能な最大の生産量の達成を目標とし、数量管理を基本とすることとしております。地域ごとの漁業の実態を踏まえつつ、昨年9月に作成・公表されました「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」に盛り込まれた工程を着実に実施してまいりたいと考えておりますが、皆様からは御不満や御懸念の声も寄せられております。水産庁としましては、まず皆様方に水産庁としての考えを説明する機会を設けていただき、水産庁としても皆様からの御意見をしっかりと聞きをし、お互いの理解が進むようにして進めたいと考えております。

資源を増やし、漁獲を増やして経営の安定や所得の向上につなげたいという思いは漁業者の皆様と変わりません。水産庁や漁業者の皆様だけでなく、遊漁の方々を含む水産に関わる人全てが同じ方向を向いて共に努力することで豊かな海を取り戻せると信じておりますので、引き続き委員の皆様方の御理解、御協力を賜りたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、本日の機会が有意義なものとなり、資源が将来にわたって持続的に利用できる体制作りの一助となりますように、また新型コロナウイルス感染症の収束と本年の関係者の皆様の操業の安全を祈念して、私の冒頭の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○関会長 神谷長官、どうもありがとうございました。

なお、神谷長官、それから坂本管理調整課長におかれましては、この後、用務のため中

座させていただきたいとのことですので、御了承いただきたいと思います。

また、海区漁業調整委員会の任期満了に伴う委員の交代で新たに7名の海区互選委員が4月から9月末までの補欠委員として着任されたので御紹介いたします。

着任された新任の委員さんにおかれましては、順番にお名前をお呼びいたしますので、一言御挨拶いただければ有り難いと思います。

まず最初に、宮城海区の關哲夫委員でございます。關委員お願いします。

宮城海区の關委員、一言お願いいたします。聞こえないかな。

○關委員 マイクが入っていませんでしたので、すみません。

○関会長 はい、大丈夫です。

○關委員 宮城海区の關です。

私は平成20年に東北区水産研究所の所長を定年退職した後、3期12年の海区委員を務めていました。本年4月から、新しい漁業法に基づいて知事の選任を受けて、互選により会長をお引受けしております。

宮城県は、ノリ、カキ、ホヤ、ギンザケなどの養殖業や、サンマ、秋サケ、マグロ、カツオなど、長年にわたる漁船漁業が盛んな水産県なのですが、温暖化の影響や新型コロナによる需要減、ノロウイルスや貝毒などによる出荷規制など、多難な時代を迎えております。今後は、これまでの漁業を支えていただいた豊富な経験を持つ海区委員の皆様方の協力や、東日本大震災を受けた隣県、福島県・岩手県の海区委員との交流によって、SDGsにかなう漁業になるよう挑戦に努めてまいりたいと存じます。

どうぞよろしくをお願いします。

○関会長 ありがとうございます。よろしくをお願いします。

続きまして、福島海区の鈴木哲二委員さん、よろしくをお願いします。

○鈴木（哲）委員 福島県漁連の鈴木でございます。この4月から、福島の漁業調整委員の会長代理を務めさせてもらうことになりました。よろしくをお願いします。

本県の漁業の現状でございますけれども、皆さん御承知のとおり、震災後、そして原発事故後、試験操業を長らく続けておりました。この試験操業も今年の4月より、試験操業から本格操業へ向け、今、移行期間を経て現在進んでおるところでございます。

今、沿岸漁業におきましては「がんばる漁業」等の支援を受けながら、震災前の漁業の体制作りへ向けて努力しておるところでございます。今後とも皆様方の御指導の下、よろしくをお願いいたしまして今後進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○関会長 どうもありがとうございました。

続きまして、茨城海区の高濱委員さん、よろしくお願いします。

○高濱委員 茨城の高濱でございます。よろしくお願い申し上げます。

海区の委員長というようなことで命ぜられておりますが、別の資格として、全日本釣り団体協議会の下での釣りインストラクターの資格、フィッシングマスターの資格も有しております。二足のわらじというわけじゃないですが、軸足は漁業の方でございますので、一応御紹介までに。よろしくお願い申し上げます。

○関会長 ありがとうございます。よろしくお願いします。

続きまして、千葉海区の石井委員さん、よろしくお願いします。

○石井委員 千葉海区の石井です。初めてなので、どうぞよろしくお願いいたします。

○関会長 よろしくお願いします。

続きまして、徳島海区の豊崎委員さん、よろしくお願いします。

○豊崎委員 徳島海区の豊崎でございます。以後、よろしくお願いいたします。

○関会長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、冒頭に御欠席の紹介がありましたが、和歌山海区の片谷委員さん、それから愛知海区から鈴木輝明委員さんが新たに互選されておりますことを紹介しておきたいと思えます。

なお、会長職務代理であった愛知海区の前海区互選委員の船越委員が鈴木輝明委員に交代になったことから、会長職務代理が不在となっております。今期の委員の任期は9月末日までとなっておりますが、不測の事態に備え、会長職務代理を漁業法施行令第13条の規定、それから太平洋広域漁業調整委員会事務規程第4条第3項の規定により、互選することとしたいと思えます。

まずお諮りしたいと思えますが、どなたか立候補される方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思います。立候補される方、いらっしゃいましたらマイクのミュートを外してお声を出していただければと思えます。

それでは、特に立候補はいらっしゃらないようですので、私の方から幅広い見識をお持ちである東京海区の有元委員を推薦したいと思います。よろしいでしょうか。もし異議なければ、マイクミュートを外して「異議なし」と言っていただけると有り難いです。

(各自意思表示)

○関会長 ありがとうございます。それでは、特に異議がないようですので、有元委員よろしくをお願いします。

なお、現在の都道府県互選委員の任期は9月末までですので、次の任期の互選委員が決まった後の次の委員会で改めてお諮りしたいと思います。

続きまして、配付資料の確認を事務局からお願いします。

○西田補佐 水産庁管理調整課、西田でございます。

それでは、配付資料の御確認をさせていただきます。

お配りしている資料ですが、まず本日の委員会の議事次第、委員名簿、出席者名簿、それから本日の委員会で御説明する資料は資料1-1から1-3までとなっております。また、参考資料として、前回の3月の委員会で決定した委員会指示をお配りしております。

配付資料は以上となっておりますが、不足等ございましたら、事務局の方までお申し付けください。よろしいでしょうか。

なお、今回は前回に引き続きウェブ会議での開催になりますが、委員の皆様方におかれましては、事前に事務局よりお送りした「ウェブ会議の進め方」に従って、マイクはミュート（消音）としていただき、発言する際、まずは音声又はチャット機能によって、その御発言の意思を表明していただき、会長から合図した後に御発言をお願いいたします。

皆様、ウェブ会議にも慣れてきていただいていると思いますので、円滑な議事進行に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

○関会長 ありがとうございます。

続きまして、後日まとめられます本委員会の議事録の署名人の選出についてですが、事務規程第12条により、会長の私から御指名させていただきます。

都道府県互選委員からは福島県の鈴木哲二委員さん、大臣選任委員からは中田委員さん、以上のお二方に本日の委員会に係る議事録署名人をお願いします。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、水産庁中央会議室にお集まりの報道関係の皆様にお伝えいたします。

冒頭のカメラ撮りはここまででございますので、以降の撮影につきましてはお控えください。

それでは、議題（1）に入っていきたいと思います。

議題（1）は、太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示についてということになります。

本年3月の委員会において、クロマグロの遊漁に関する委員会指示を発出し、6月から委員会指示に基づく新たな規制を開始したところです。

内容としては、30キログラム未満の小型魚については採捕禁止、30キログラム以上の大型魚については採捕の報告を義務付けるというものですが、開始当初から水産庁の当初の想定を大幅に上回るペースで大型魚の採捕報告があり、特に日本海・九州西海域で多く採捕されている状況とのことです。このままでは我が国全体のクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来す懸念があることから、当委員会においても今後の追加の規制の検討が必要ということで、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○松尾室長 水産庁管理調整課沿岸・遊漁室長の松尾でございます。よろしく申し上げます。

資料の1-1を御覧ください。

これまでの遊漁のクロマグロの規制に関する経緯につきましては、一部関会長の方からも御紹介いただきました。資料1-1の「経緯」の(2)にありますとおり、6月1日以降、当初想定していた水準を大幅に上回る採捕の数量となっております。そのままの水準で推移したならば、漁業を含めたクロマグロの資源管理の枠組みに支障を及ぼすおそれが生じたということがございました。

(2)にありますように、具体的には6月16日までの採捕量というのが既に10.8トンに達しました。これは水産庁の方で都道府県を通じたアンケート調査で把握していました前年の年間の漁獲量10.2トンを超えていた水準でありました。

また、クロマグロの我が国の漁獲枠の中で、国の留保枠として留保しておりますのが81.7トンございますが、遊漁による漁獲というのはこの中で吸収していかなければならないというもののなのですが、ただ、この81.7トンのうち50トン程度は漁業における突発的な漁獲の積み上がりに備えておく必要があると。それから、10トン程度は試験研究、実習船などによる漁獲への充当分として取っておく必要があるという状況にあります。

すなわち、遊漁による漁獲に充当できるのは、これらの差引き20トン程度の数量が限界ということになります。

このため、6月17日には日本海・九州西海区を対象としまして、クロマグロを目的とした遊漁を控えるよう、水産庁から都道府県、遊漁団体などに対して協力を要請したところではありますが、今後、この協力要請だけでは歯止めが利かずに、更に遊漁によるクロマグロの採捕が高い水準で推移したならば、漁獲可能量制度に基づくクロマグロの資源管理の

枠組みに支障を来すおそれがあるという状況にあります。

数字としては、(3)のところに、6月末現在の時点の採捕数量は14.7トンと書いてありますが、これは7月以降、ペースは落ちてはいるのですが、昨日まで、7月28日までのトータルの遊漁の採捕数量は16.8トンとなっております。引き続き注意が必要な状況にあるということです。

以上のようなことから、遊漁者によるクロマグロ（大型魚）の採捕、これを禁止するための委員会指示を発出する必要があるということでございます。

それで、「2. 委員会指示の概要」でございますが、まず委員会会長は、遊漁者によるクロマグロ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、公示すると。

遊漁者は、公示された期間中はクロマグロ（大型魚）を採捕してはならない。こういった内容の指示としております。

指示の有効期間は、この3月の委員会で発出しました第39号の有効期間である令和4年5月31日までとしております。

ここで少し補足しますと、委員会会長が漁獲可能量制度に基づく枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときというのはどういうことかということですが、これは実際には全国の採捕状況を見ながら判断することになりますので、太平洋だけの問題ではございません。従いまして、全国の遊漁による採捕状況を事務局・水産庁の方で把握・確認し、先ほど申しました、現時点で言えば20トン程度の上限を目途として、これを超えるおそれがあるというときに至った場合に公示の手続を行うということになります。

資料1-2が委員会指示の本体でございます。今申し上げたことが2番のところに書かれております。3は有効期間でございます。

それから、すみません、もう一度資料1-1に戻っていただきまして、「3. 指示に違反した者への対応方針」ということで、これは今回の指示、40号だけではなくて、3月の39号も対象としたものでございまして、違反した者への対応方針について、委員会としてその手続をあらかじめ決定しておくということで提示させていただいております。

資料1-3になります。太平洋広域漁業調整委員会指示第39号及び第40号に基づく遊漁者のクロマグロの採捕制限の違反者への対応方針でございます。

2つに分けておりますが、まず1ポツ、これは周知、指導に係る内容でございます。水産庁の方で委員会指示に違反しているのではないかという疑義情報に接する場合がございます。

ます。そういう場合は、速やかに事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県などを通じて協力して調査を実施しますと。必要に応じて現地調査を併せて実施するということとします。

委員会の会長は、必要と認めた場合には、会長名による指導文書を発出すると。その旨、後日、委員会に報告するということとしております。

2番の方が、それでも指導に従わない違反者への対応方針ということになるわけですが、指導に従わないと見込まれる場合、又は再度違反が確認された場合の委員会の対応ということでございます。これは、指示に従わず採捕した場合と報告しなかった場合の2つに分けておりますが、対応は同じです。漁業法第121条第4項で準用する同法第120条第8項に基づき、委員会が農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の、いわゆる裏付命令の申請を行います。その際、個々の違反の事案、疑義が生じたときに、委員会として意思決定をするということは現実的ではないものですから、2の(2)に書かれておりますように、裏付命令の申請に係る手続は会長又は職務代理一任とし、後日、委員会に報告する。こうした手続を委員会として決定していただきたいということでございます。

私の方から資料の説明は以上です。

○関会長 今日、参考人として御出席いただいております遊漁団体3名の方々から御意見を頂きたいと思っております。

まずは、一般社団法人全日本釣り団体協議会の菅原様、よろしくお願いいたします。

○菅原氏 菅原です。よろしくお願いいたします。聞こえますでしょうか。

○関会長 はい、よく聞こえております。

○菅原氏 採捕の禁止については別に構わないと思います。ただ、1点ちょっと思うのは、今後の方針として、遊漁の方も海区を作って、どの海区ではどれぐらいを獲っていいとかいうような形を作らないと、遊漁船業者さんたちが困ってくるのではないかと思います。

以上です。

○関会長 どうもありがとうございました。

続きまして、NPO法人ジャパンゲームフィッシュ協会の森様、お願いします。

○森氏 こんにちは。よろしくお願いいたします。

JGFA釣魚保全委員の森聡之です。

私は、ふだん東京湾で遊漁船の船長をしており、一昨年より農林水産政策研究所のスズ

キの資源調査にも協力させていただいています。今年からは、農林水産政策研究所、そして東京大学と連携して、AIを用いた漁業者や遊漁者自身が報告可能な資源管理に有効な海洋観測データの検証研究にも協力させていただいています。

クロマグロの資源管理につきましては、以前より興味を持って見守ってまいりました。2017年のステークホルダー・ミーティング含めて、いろいろなマグロの資源会議にも出席させていただいております。

軽い自己紹介でした。

JGFAとしましては、今回のクロマグロに限った話ではございませんが、科学的根拠に基づいた資源管理及びそれに伴う必要な規制に対しては賛成であることをまず述べさせていただきます。

JGFAは「いい釣りを、いつまでも。」というスローガンを掲げて活動させていただいておりますように、我々は持続可能な豊かな資源状態での釣りを求めています。そのために、我々遊漁者も釣り放題、持ち帰り放題では駄目なことは重々承知しており、JGFAでは2003年より、会員及び一般アングラーに対しても自主ルールとしてのバッグ・リミットを推奨しています。

今、日本では、クロマグロの遊漁を採捕停止にするとか、しないの話が出ていますが、遊漁の経済効果を止めてしまうことは国益にかないません。遊漁者は地方創生にも大きく貢献していますし、600万人以上いると言われる遊漁者ですが、その遊漁で成り立っているような町も日本には多くあります。漁業者はいかにお金を掛けずにマグロを獲って高く売るかを考えて漁をすると思いますが、遊漁者はお金に糸目を付けずにマグロを釣ります。それが高い経済効果を生み出しています。

マグロを釣りたいと思ってから道具をそろえて釣り場に通って、いろいろな所でお金を落としながら、1匹目が釣れるまでに100万円以上掛けている遊漁者がほとんどです。

スポーツフィッシング・フェスティバルというイベントで取ったアンケートの結果を基に釣りの経済効果を計算すると2兆3,000億ほどの経済効果と出ました。これは、クロマグロ以外の釣りも含めた数字ですので参考までにですが、釣りの経済効果を見逃したまま資源管理を進めるべきではないことが分かるかと思えます。資源の消費1キロ当たりいくら生み出しているのかというような経済的な視点も含めて資源管理を行うべきかと思えます。

そして、日本に約9,000トン弱ぐらいのクロマグロの漁獲枠があると思うんですが、先

ほどおっしゃいましたとおり、16.何トンかの採捕量で採捕禁止、つまり狙うことも許さないというような議論が出るのは全くもって国益にかなわないことは明白だということが分かるかと思います。水産資源は漁業だけのためにあるのではなく、釣りやエコツアーリズムなど様々な利用の形態があり、それぞれの業界が国に貢献していることもお忘れなきようによろしくをお願いします。

遊漁の資源管理についてですけれども、海外での資源管理の例にあるように、キャッチ・アンド・リリースを前提とした遊漁では漁獲枠を消費しないことが国際水準の資源管理ではスタンダードとなっております。キャッチ・アンド・リリースの遊漁を終年で続けさせることを大前提とした上で、あとはキープ量、つまり遊漁の漁獲枠をどうするかとか、リリースのために必要な道具の規制などはどうかというような議論をするのがよいかと思えます。

さきの漁業法改正の際にも、「資源管理については、国際的に見て遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法とする」と明記されておりますので、国際的に見て遜色のない遊漁の資源管理とは正にキープ量の管理で、遊漁は終年続けさせて、ニーズに応えつつ、そして経済効果も止めない。その上でキープする量、ここに規制を入れる。これを日本において実行することが進むべき道だと認識しています。

遊漁の漁獲枠につきましては、例えば全国で何トン、これを都道府県ごとに振り分けてというような——まあ、漁業において実行されている資源管理方法と同様にすればよいかと思えます。そして、遊漁の例えば漁獲枠を頂いたとして、漁獲枠の70%まで来たらキープは禁止にしてキャッチ・アンド・リリースで釣りを続けるというような資源管理方法がよいかと思えます。

釣り具の規制としましては、特にキャッチ・アンド・リリースの場合は、シングル・フック、シングルのパールレスフックを1つのルアーに対して2本まで、また餌釣りの場合はサークル・フックなどを義務化して、針が外しやすいように、そしてリリース後の生存率が高くなるように配慮した規制が必要です。

海外の研究によれば、サークル・フックなどを利用したリリースでは95%以上が生存しているとの研究もあります。道具も、不必要にファイトを長引かせないように、海域や時期によっては強めの道具を義務化するなど、海外における資源管理の例を参考に、日本でもレギュレーションを順次導入するのが望ましいかと思えます。

もちろん、漁獲枠を頂いたとして、キープの際にもバッグ・リミットというのが必要で、

現状ですと、例えば尾叉長120センチ以上、これが多分30キロ以上だと思うんですけども、120センチ以上を例えば1人1日1本までとしたりするのがよいかと思います。

参考までにですけども、全く同じ太平洋クロマグロ、アメリカの西海岸でも釣られていますけれども、西海岸では1人1日2本までキープが可能となっています。これはサイズ問わずです。全く同じ、同じ太平洋クロマグロの資源を利用している国ですけども、日本は採捕禁止になりそう、アメリカでは1日2本釣っていいと。これは何か国際的に見てどうなのかなと思います。

資源管理については、「海外と遜色のない管理」と明記されていることは先ほど述べましたので、これも参考にさせていただきたいなと思います。

まずは、キャッチ・アンド・リリースの遊漁を終年で認めてほしいというのが我々JGFAとしての意見です。そして報告を義務化して遊漁のデータを取ってほしいです。今年も報告を義務化はしているんですけども、罰則、例えば罰金・罰則がないので、多分報告をしていない例もかなり多いとは思いますが、そういうのも含めてきっちりと報告を義務化してデータを取ってほしいです。

今年は採捕報告が始まってすぐに日本海・九州エリアの遊漁は自粛となっていますが、これを先ほど申しました道具の規制、シングル・フックなどの導入とともに、キャッチ・アンド・リリース前提で開放していただきたいと思います。そして、早くデータを集めて、未来の遊漁の資源管理につなげていただきたいと思います。

採捕禁止とは、つまり狙うこと、意図的に狙うことすら許さないという状況では経済的にもマイナスですし、データ取りの面でも遅れてしまいます。

もう一つ提案です。クロマグロの遊漁に際して、ライセンス制にしてはいかがでしょうか。狙ってよい、キープしてよいのはあらかじめ申し込めば誰でも入手でき、ライセンスを購入した者のみとします。釣れたらライセンス番号とともにデータの報告を義務化。ライセンス購入時に、必要なバッグ・リミットや道具の規制など、これを周知できます。ライセンス料は、これらのデータ管理や違反の取締り費用、未来の遊漁のための研究費用として使えばよいかと思います。もちろん、ライセンス未購入の方は採捕禁止でよいかと思います。

最後に1点、遊漁に対する「採捕禁止」の言葉の意味合いを明確にさせていただきたいと思います。一部遊漁者の中では、キャッチ・アンド・リリースなら認められるという噂も出ています。

例えば、北海道において河川に遡上してきたサケ・マス類は採捕禁止となっておりますけれども、これに関しては特別な許可がない限り、基本的には意図的に狙うこと、つまりキャッチ・アンド・リリースの釣りも認めていない。こういう理解が浸透していますので、今後、遊漁に何らかの規制を掛ける際には、一般の遊漁者が分かりやすいように、細かい部分まで明確にさせていただきたいと思えます。

特にクロマグロ、今回のクロマグロに関して採捕禁止の意味合い、リリース前提で釣りはしていいのかなど、そこを明確にしてほしいと思えます。

もしキャッチ・アンド・リリースが認められるのであれば、「採捕禁止」という言葉ではなく、別の言葉を使っていただきたいと思えます。

以上がJGF Aからの提案です。ありがとうございました。

○関会長 どうもありがとうございました。

最後に、一般社団法人日本スポーツフィッシング協会の桜井様、よろしく申し上げます。

○桜井氏 よろしく申し上げます。聞こえますでしょうか。

○関会長 はい、よく聞こえております。

○桜井氏 資料の投影をお願いできますか。事務局の。

改めまして、一般社団法人日本スポーツフィッシング協会理事と、この団体の運営の統括をしている桜井と申します。この度は貴重な機会を頂きまして、ありがとうございました。事務局の皆さんから、およそ持ち時間5分程度ということを知っておりまして、事前にお話しした際には、今回のクロマグロ遊漁に対する意見に加えて、遊漁というか、釣りを行っている人たちがどういった資源管理等の取組をしているかも御関心があるというふうを知っておりますので、我々の取組も含めて簡単に御紹介をさせていただきたいと思えます。

では、ページをお願いします。

初めてお目にかかる方も多分多いと思うんですが、そもそも非常に新しい団体でして、一般社団法人日本スポーツフィッシング協会、今年の6月1日に設立をしております、東京日本橋にオフィスを構えております。

次のページをお願いします。

我々の目指すところというのは、我々は釣りの団体になっていきますので、釣りの発展に寄与しながら、特に豊かな資源、もちろん海だけではなくて日本の豊かな資源を次世代に継承していく。そのための活動をしていくような団体になっております。

会の活動目標なんですが、大きく2つございます。

1つは、まず釣り。そして、釣り以外の水産ビジネスも含めた、我々は「エコシステム作り」というふうに呼んでいまして、これは片仮名で書いているんですけども、いわゆる生態系です。この水産ビジネス全体を1つの産業として見たときに、今回、漁業者、漁業従事者の方々と我々釣りの団体が来ておりますが、1つの産業として捉えるのであれば、当然、釣り具であったり漁具のメーカーさん。とにかく、水産資源をベースにしてビジネスをしている人達ってたくさんいますと。そういった人たちが相互に連携をして進めていかないと、資源にはそもそも限りがありますし、持続可能なビジネスとして発展させていくことは難しいのではないのかなというふうに思っています。

そのエコシステムを作る際に非常に大事になってくるというふうに我々考えているのが、今回、正に議題にあるような規制・ルールです。ここの整備をしっかりと行っていきながら、既に我々、この団体を作る際に水産庁さんともお話をさせていただいていますし、それこそ水産庁以外の、先ほど他の参考人の方からもお話があったように、観光のビジネスとか地域のビジネスというふうになってくれば、省庁で言えば、もちろん観光庁の皆さんであったり、地域の自治体、地域の企業、そして地域の金融機関さんとか、いろいろな人達と連携していくことで、この水産ビジネス全体が成長産業になっていくというのは非常に強く思っているところです。

ただ、今回の問題にあるように、例えば釣りを1つ切り出してみたときにも、やはりルールとか規制というのが逆に少ない。非常に十分でないというふうに我々は考えておりますので、これを釣り単体で見るとはなくて、水産ビジネス全体を俯瞰して見たときに、ルールとか制度の設計をしっかりとしていこう。そのためには水産庁の皆さんも、農水省の皆さんも、そして政治家の皆さん——まあ、国のいろいろな人たちと連携をしながらしっかり連携体制を作っていく。これが1つの活動目標になっています。

そしてもう1つが、我々非常に重視しているのが魚。この資源が第一だということです。釣り人が中心になっている団体なんですけれども、何も釣り人が釣り人のための、釣りの自己利益のために活動している団体ではなくて、飽くまで第一優先は資源、魚です。これをとにかく増やして、各地域地域の漁業者の皆様も、釣りを楽しむ人たちも、みんながビジネスをしっかり推進をしていく。そこで、そもそも資源をきちんと管理をして増やしていかないといけない。ここに反対される方って誰もいないと思いますし、ここはむしろ我々も率先して取組を国の皆様とも連携をしていくし、当然、海外の、ちょうど今、クロ

マグロについては国際調整、多分、会議されていると思いますけれども、海外の研究機関であったり我々のような団体の人たちとも積極的に連携をして、世界の潮流に乗り遅れないように資源管理の推進というのを実施していきたいなど。この2つを大きな活動目標にしている団体になります。

その中で、釣り人向けのイベントとか啓蒙活動のみならず、既に国内の様々な機関の皆様とは連携をさせていただいておまして、今回のこういう会議体以外にも釣りのみならず、水産ビジネスに関連する皆様とはどんどん連携をして、この産業自体を伸ばしていく活動ができればよいなというふうに思っております。

次お願いします。

ここからは直近の取組事例なんですけれども、クロマグロは、原則今、釣り人の間ではリリースということで、船べりでリリースする活動をしています。ただ、やはりクロマグロに関してはリリースを行うという文化が海外に比べて少し希薄な部分もありましたので、現地からは、このリリースの際に船長さんであったり、釣り人さんがけがをしてしまうという報告も受けておまして、正しいリリースの方法というものを我々の方で動画に収めてレクチャーするハウツーの動画配信というのをこれから実施していくような形になっています。今後は、各地域の船釣りの皆様、船長の皆様、釣り人の皆さんと現地でセミナーを開催するとか、キャッチ・アンド・リリースそのものの啓蒙、そしてキャッチ・アンド・リリースの手法、実際のやり方そのものについてもレクチャーをしていく、こういった活動をしております。

加えて、これは今後より力を入れていきたいところなんですけれども、現在は釣り人側が自己負担をする形で非常に高価な電子タグというものを購入して、クロマグロにその電子タグを打ってまたリリースをする。それが、数がどんどん増えていけば、採捕した際に定量的なデータの取得ができるようになります。ただ、これも今非常に点の取組で、自主性に任せたものになっています。ですので、これもしっかりと枠組みを作って、国の皆様とも連携して、一番最初には当然クロマグロから始めますけれども、クロマグロ以外の魚資源についてはきちんと科学的根拠に基づいて資源管理をしていこうと。そのためには少しでも多くの実地のデータが必要になりますので、先ほど他の委員からもお話があったとおり、釣り人口は現在600万人から700万人程度いるというふうに言われておりますので、釣り船の船長、事業者の皆様、そして釣り人の皆様を全国でネットワーク化することで、資源管理の調査、この調査そのものをしっかりと事業にして全国で普及をさせていく。

その第一段階というのを今我々の方でもやらせていただいております。

さらに、私も釣り人として全国各地にお邪魔しますけれども、非常にごみが多いと。これ海なんですけれども、海洋ごみに関しては全国、北は北海道から南は沖縄まで、これは当然、漁師の船長さんとかにも協力いただいておりますけれども、船長の皆さん、釣り人の皆さんで定期的にごみを収集して海をきれいにしようという活動も実施しております。ただ、これも自主性であったり、自発的に今まで取り組んできた草の根の活動がありますので、それをよりきちんとみんなで連携をしていける形にして、もう定期的な活動にしていく。こういったものを実施していきたいなと思っております。

ここまでの活動、これ当然、経費、費用が掛かります。ただ、現在、基本的に海で釣りをする際には道具を買って、船に乗る場合には船代を払えば海で釣りができますけれども、釣り業界も含めて、この海という資源は別に誰のものでもなくて、地球に住む、日本に住む全ての皆さんの共有の財産だと認識していますので、釣り業界も受益者負担、釣りをし海で遊ばせてもらうのであれば相応の費用を負担して、そういった費用の負担から拠出金を出して、こういったごみの清掃活動、先ほどの資源管理の活動、こういったところに予算をどんどん振って、持続可能な釣りだったり水産ビジネスというのは、何も我々みたいな団体のみではなくて、全国で釣りを楽しむ一個人一人一人がやっていく必要があると思っておりますので、そういった活動を推進するようなことを直近はやらせていただいております。

最後に、今回のクロマグロ採捕規制に向けてということで大きく3つ述べさせていただきます。

それで、まず最初に前提なんですけれども、この話って、今年度、直近のすごく短期的な話と中長期の話、2つに論点が分かれると思っております、短期的な目先の話でいけば、今事務局案で出ている採捕禁止、これも現状としてはやむを得ないだろうというふうに考えています。ただこれは、今日、事務局の方からも冒頭お話があったとおり、水産庁さんの推計で、もともと年間釣り人のクロマグロの採捕量は10トンでした。その10トンに対して大幅に採捕量が増えている。なので管理をしないとイケないということなんですけれども、そもそもその10トンというのはアンケート調査であって、釣り人でも、漁師さんの皆さんでも、クロマグロを獲っている際の平均的な重量というのは40キロぐらいになっていると思っておりますので、10トンというと普通に考えても、そもそも報告数値が少なかったんではないのかなというふうに思っています。

一方で、全体の漁獲量を見てみますと、日本は約9,000トンほど漁獲の枠がありますので、もし仮に多く見積もって全国の釣り人がクロマグロを100トン程度獲っていたとしても、全体の量から見れば決して多いものではありませんし、他の委員の、他の参考人の方もおっしゃっていましたが、きちんとした枠を設けて1つの産業としてしっかり管理をしていく、これが大前提、必要なのかなというふうに思っています。なので、短期的、目先に関してはこれまでの取組も水産庁の皆様含めて非常に実施を頂いていたと思いますが、当然十分ではない。十分ではない状況の今の採捕量でもって危機的な状況であるというところに関しては、我々も思うところありますが、ただ、それは実際、現状の数字で判断するしかありませんので、仕方のないことなのかなと。

ただ、今の禁止令が来年の5月末ですか、までということですが、来シーズン以降に関しては、むしろルールをしっかりと整備をして、全国どこに住んでいる人でも釣りがしっかりできるようになるというのが大前提かなと思っています。

その中で我々としては3つございまして、1つは釣り人も含めたルールをしっかりと整備をしていくということで、基本的にはルールを厳しくする、明確な規制を設けるということが必要になってくるかなと思っています。その際には、釣り人側に対する漁獲の割当て。ただ、この割当てに関しても、本当にごく一部の悪質な釣り人というのが釣れる分だけ魚を持って帰って、さらには転売等をしていると、こういった事例も我々は把握しております。ただ、これは全ての釣り人の中で言えば本当にごく一部の話でありますので、これらの行為に対する厳しい罰則、そして取締り、さらには我々釣り人側からも通報したり、水産庁の皆様と連携をして、そういったマナーの悪い釣り人を排除する。ただ、排除するといっても、罰則であったり厳しい規制がなければ、実際にはそういった行為は一部の人たちで横行してしまいますので、性善説と言いたいところなんですが、基本的には性悪説に基づいてしっかりとしたルール作りというのを一緒にやっていけたらなというふうに思っています。

そして2つ目が資源管理に向けた連携ということで、先ほどお出しさせていただいた例にもあるとおり、資源の調査というのを我々も積極的に実施しておりますし、今回は漁業従事者の、漁業者の方と釣り人、特に我々は釣り竿一本で釣る一本釣りになりますけれども、クロマグロを獲る際には当然様々な漁法がある中で、全ての漁法含めて影響の調査であったり、全ての漁法で獲られている方々全員が連携をして、クロマグロをきちんと調査をしていくと。ここは私個人的にも思いが非常に強いところなんですけれども、今、これ、

国内だけで、漁業者と釣り人という二者間で会議を行っていますけれども、1つ世界に目を向けてみれば、日本と他国というところで見れば、そもそもクロマグロというのは漁だとか釣りだとか関係なく、もうなるべく獲らないで守っていこうというのが基本的な世界の流れだというふうに認識をしています。そこに逆行するというか、もし、漁獲枠をより増大させる交渉を積極的にやっていくのであれば、むしろ世界に対して、日本国内の人たちはきちんと資源管理をして一致団結して世界の資源保護、資源管理に対し積極的に取組を行っている、こういった活動の実績を積み上げて発信していくことが全ての従事者の方々のプラスになる活動だと思っていますので、これに関しては我々も一緒に連携をさせていただきたいなと思っています。

そして最後に、完全に禁止になる、遊漁船自体を規制するという事は、私は難しいと思っていますけれども、そういったことになると、私の元にも今回の話を含めて、地元の旅館経営者の皆様であったり、小売店、飲食店の皆様から話がやはり来ております。私は政治家でも何でもありませんけれども、本当に困りますという話を聞いています。多くの釣りが盛んな地域では、釣りのシーズン、例えば1年のうちの半分しかないシーズンで年間の生計全てを立てている地域がたくさんあります。特にクロマグロに関しては、シーズンが終わると来年の予約がすぐに入りますので、もう1年先の予定が見えている。そうになると、地元の旅館の皆様とかは売上げのめどがある程度立ちますので、資金調達、融資を受けて旅館をリフォームしていたりとか新規投資をしている方々、これは遊漁船の船長も含めてたくさんおられます。こういったところを含めると、地域のビジネスに与える影響というのは非常に大きいものがありますし、むしろ漁業者の皆様とも連携をして漁港の活用であったり、地元の活性化というのをむしろみんなでやっていければなと思っていますので、この3点、日本スポーツフィッシング協会、J S Aからの、まあ、提言というほどではないんですが、御一緒にやっていけたらなと思っていますので、よろしく願いいたします。

すみません、少し時間延びたんですが、御清聴ありがとうございました。

○関会長 どうもありがとうございました。

それでは、まずは今3人の参考人の皆様から幾つかの具体的な提案を含む御意見を頂いたわけですが、これらの御意見に関して事務局の方から回答できる部分について回答をお願いしたいと思います。

○松尾室長 沿岸・遊漁室長の松尾です。お三方、どうもありがとうございました。

私の方から答えられる部分についてお答えしたいと思います。

まず、全日本釣り団体協議会の菅原さんのおっしゃっていた、遊漁についても海区を設けて管理した方がいいのではないかということでございますが、これは恐らく、特に今年のような日本海と太平洋とかいう単位での漁獲の偏りみたいなものがあつた場合に不公平が生じるということではないかと思っております。我々も、これ今回、委員会指示、広域漁業調整委員会の指示に基づく遊漁の採捕規制ということは、これ3海区それぞれ開催しておりますけれども、全国一律にということではまず導入する。地域で扱いを細分化するほどの経験値がなかったということでございますけれども、これは菅原さん御指摘のとおり、本来であれば日本海は日本海、太平洋は太平洋とそれぞれルールの体制があつてもいいのではないかということだと思っておりますので、今後、この指示に基づく規制、あるいは将来的にTAC制度に基づく管理を行う際には課題として検討していきたいと、しなければいけない問題であるというふうに考えております。

それから、JGFAの森様から幾つか御指摘を頂いていた話のうち、まず最後の方で頂きました採捕禁止の意味合い。キャッチ・アンド・リリースの取扱いというものを明確にする必要があるということなんですけれども、キャッチ・アンド・リリース、放流との関係につきましては、この委員会指示の39号、今回の40号もそうなんですけれども、明確にはしております。資料の1-2を御覧いただければと思うんですが、今回の大型魚の採捕の制限につきましても、資料1-2の2の(2)の後段、まず「採捕してはならない」とありますけれども、「意図せず採捕した場合には、直ちに放流しなければならない」という書き方しております。これは39号の小型魚についても同じです。これ「意図せず」というところが若干引っかかるかもしれませんが、仮に釣り人がキャッチ・アンド・リリースをしたという場合には、これは採捕禁止の違反になるのかというと、これはならないですし、報告義務というのもしないということで、お問合せ、照会があれば、そのようにお答えしておりますし、規制の意図としては、キャッチ・アンド・リリースは対象としないということになります。これはここにこうはっきり書いてあるからなんですけれども。

他方で、漁業法の体系の中の関係法令で「採捕」という言葉がよく出てきます。この「採捕」というもの自体は取締り上の必要性の観点から非常に広く解釈されてきているものでありまして、準備行為のようなものも含めて採捕に該当するというような運用が行われております。

そのような中で、今回の委員会指示がということではなくて、キャッチ・アンド・リリースという行為をどのように規制の中で位置付けていくのかというのは、個々の規制の中でどういう扱いにするかということをも明確にしていくということだと思っておりますけれども、これについてはこれまで十分な議論が行われておりませんし、今後そういった遊漁特有のキャッチ・アンド・リリースとの関係を明確に整理する必要があるようなものがあつた場合には十分検討していく必要があるというふうに考えております。

それから、同じくJGF Aの森さんの方から報告義務の話がございましたが、これは、ことクロマグロに関しましては、委員会指示によって報告は大型魚について義務化されております。小型魚については獲らないということが義務化されております。罰則につきましては、裏付命令に対する違反ということであれば漁業法に法定されております。

それから、次にスポーツフィッシング協会の桜井さんのお話の中で、当面の措置として採捕停止と、遊漁の採捕を停止するというのもやむを得ないけれども、本来は枠を設けて1つの産業といいますか、1つの区分として管理していく必要があるということは、これは水産庁としましても、全くあるべき姿はそうであるというふうに考えておりました、具体的には新漁業法の第2章に基づくTAC管理ということで、漁業と同じように遊漁という管理区分を資源管理基本方針の中に設けまして、クロマグロの数量管理を共に行っていくというのが目指すべき姿だというふうに考えております。

ただし、遊漁につきましては非常に不特定多数の方を対象とした、また、必ずしも組織化が図られていない中で規制を導入していくということになりますので、いきなり罰則を伴うような、具体的には報告義務違反なんですけれども、そうした形になるTAC制度に基づく管理ということに移行する前に、今回の委員会指示による規制という形で資源管理の取組を試行的、段階的に進めていくということとしております。それが広域漁業調整委員会の指示の39号だったり40号だったりするという、そういう位置付けでございます。

すみません、私の方から説明は以上です。

○関会長 ありがとうございます。

それでは、今回、遊漁の関係者の方から御意見とか提案とかいろいろ頂きましたし、それに対しての水産庁の見解というのも今少し述べられたところなんですけれども、各委員の方々からたくさん御質問とか御意見があると思います。時間も十分取っておりますので、まず各委員の方々から御質問、御意見を是非賜りたいと思いますので、お願いします。御意見おっしゃりたい方はマイクミュートを外していただいて、どことこの誰々というふう

に言っていただいて発言していただければと思います。

そうしたら、關委員からお願いします。それともう一人、お声を出していただいたのはどちらになりますか。その後にとにかくにしたいと思います。

まず關委員お願いします。

○關委員 ありがとうございます。遊漁の方々の御意見、大変よく理解できる報告があつて、実際の漁業を営んでいる人たちへの情報としては大変いいものであると思いますし、水産庁さんのこれからの方向性についても今回よく理解できました。

ただ、やはり実際にマグロを相手にして漁業を営んでいる漁業者にしてみれば、遊漁で行われている実態への理解がまだ十分でないものですから、非常に不安に思っている要素が多くあると思われます。

ですから、こういう指示であるとか規定によってこうなっていますという説明だけでなく、今、遊漁の方の方が説明なさったような情報を水産庁さんからも漁業者に十分啓蒙していただきたいというのが希望です。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。

それから、今どなたか声を上げられたかと思うんですけども。

○高濱委員 茨城県です。

○関会長 はい、お願いします。

○高濱委員 サウンド・オンリーの方がいいですか。動画がいいですか。

○関会長 いや、どちらでも。お顔を出していただいて構いません。高濱委員お願いします。

○高濱委員 分かりました。顔出るかな。

○関会長 出ました。

○高濱委員 そうですか。

全釣り協さんやJGF A、J S Aの方々のおっしゃることはもったもだと思つて理解もしたところであるんですが、一方では、そのいずれの団体の人たちも、全ての遊漁者というか、釣り人をその傘下に収めているというわけじゃない。逆に言うと、ほとんどの方がこれらの団体に入っていないというか、関係しないで釣りをやっているというのが実態だろうというふうに思います。

そのようなことを前提とする中で、ある程度の規制は、現在の資源状況からいって仕方

ないかなと私は思いますし、そのときの役割でございますけれども、県などの自治体とか試験研究機関というのは、こういうことでいろいろ努力されているのはもちろんのこと、報道の理解・協力というのが大切だなというふうにも思っております。

実は、クロマグロの採捕の規制については6月1日から掛かるというようなことでいろいろアナウンスメントされていたところで、それは理解しているんですが、これは7月21日に発信された、太平洋ではなくて日本海側のニュースでB S S山陰放送。その放送がネットに上がっていたんですが、そのストーリーとしては、山陰の海岸で相次ぐクロマグロの目撃情報があつて、さらにキス釣り、シロギス釣りに行ったらマグロが釣れた、という情報も入ったと。大格闘の末ようやく釣り上げて、このクロマグロをおいしく頂いたという内容で、岸から高級なマグロが釣れてびっくり仰天的話題提供ニュースネタというふうに理解したところでございます。

これを見て、漁業や水産業に関わる方からすれば、極めて誤解を招く報道であるというふうに思ったところです。

B S S山陰放送が厳しい資源状況を事前に知っていたかどうかというのはよく分からないんですけれども、報道機関としては昨今のこの状況というのをきちんとした裏取りをすべきだったんじゃないかなと思いますけれども、したとは到底思えないような書きぶり。

しかも、釣りをやっている人だったら分かるんですが、キス釣りに行ってマグロを釣るなんてあり得ないです。しっかりとマグロを釣る手はずを整えて行ったはずで、厳しい表現をすれば、これは放送局がフェイクの情報を流したと。B P O違反とは言わないですけども、ちょっとおかしいかなというふうな感じがいたしました。

記事には、鳥取水試の方のコメントも載っておりますが、マグロは岸寄りに回遊する可能性には言及しているものの、「今、資源的に難しいので」というコメントは一切なかった。実は触れていたかもしれないんですけれども、もしそうだとするならば、鳥取水試なり鳥取県は山陰放送に厳しくクレームを入れるべきだったと僕は思いますけれども、そのところは分かりません。

いずれにしても、今回の指示ですけれども、守るのは遊漁者には変わらないんですけれども、報道機関等が委員会指示を無視したことを助長するようなことがあつてはならないというふうに思いますので、この点のケアは大切というふうに思っております。

もう一点ですが、これが実効性の担保の一端に更になるかどうか分からないんですけれども、これはどうやって追い掛けるか難しい点はございますけれども、釣り人のSNSの

チェックというふうなことでございます。

釣り人といったら、釣ったら自慢したくなるものでございまして、釣りに限らず、ルールですけれども、昨今はルール違反のことだってネットに上げてしまう状況でございます。ネットの画像も違反確認のツールとして遊漁者に伝えることによりまして、一定の抑止力になるのではないかなというふうに思っております。

対応方針に入れる必要はないとですが、違反防止のため、広報・PRには、違反行為をアップすると大変なことになりますよというふうに警鐘を鳴らしておいた方がよいのではないかなと思う次第です。

海区の委員会の中でも遊漁の関係のことが出てきますが、そのときには基本的には漁業者さん、漁業者委員の方はオーケーだけれども、大きな前提条件があります。守ってこれればなというふうなことです。そのところが大きなキーになるのではないかなというふうに考えてございます。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。せっかくの機会ですので。

○桜井氏 J S Aの桜井です。

○関会長 では、桜井さんお願いします。

○桜井氏 いいですか。すみません。

私も勉強不足なところがあって、理解をしたいなと思つての質問なんです。

今、高濱さんがおっしゃっていたメディアの規制みたいなところで言うと、今、例えば釣りをしない一般の人たちが、日経新聞等の報道で見ていると、日本が4年か5年連続でマグロの漁獲枠の増枠を申請していると。20%多く獲らせてくださいということで、その根拠には、資源が回復していて、20%多く獲ってもよいということが大手のメディア等では非常に書かれていて、釣りをしない人たちは、マグロが増えていて日本でもっと獲ろうとしているんだというのは知っている方、そんなに少なくないんじゃないかなと思つています。

一方で、さっきのB S Sの山陰放送ですか、で言われている、非常に報道としてまずいと。私はそれを今お聞きして、ああ、なるほど、そういう見方もあるんだなというふうな理解をしたんですが、メディアの方も含めた啓蒙活動というのは、それこそ漁業者の皆様であったり、今の高濱さんだったり水産庁さんというのは、これまで何か取組とかという

のはされてきているんですか。されてきているのであれば、どういう取組で、その中で、恐らく周知が足りないということが主題になっていると思いますので、そういうときには、では我々はどういうことができるかなというのを今後考えていきたいなというふうに感じて、ちょっと質問させていただきました。すみません。

○関会長 ありがとうございます。

そうしたら、まず水産庁さんの方にちょっと御回答をお願いして、それから各地域での状況で、もし御意見があれば伺いたいと思います。

事務局さんの方からいかがでしょうか。

○松尾室長 水産庁、松尾です。

今のJ S A桜井さんのメディアに対する働き掛けということでございますけれども、今この広調委やっている中でも、後ろにメディア、記者の方は聞いておられます。

それで、いわゆる一般紙の記者の方というのは、クロマグロの今回の広域漁業調整委員会での規制ということについては、これまで複数回、農林水産大臣の定例会見の中でも質問があったり、注目はかなりされているのではないかというふうに思いますので、少なくとも農水省の記者クラブの記者さんたちに伝える情報として、こういうクロマグロの資源、これは遊漁に限らず全体のことですけれども、どういう資源管理が行われていて、個別にどういう取組が行われているかというのは情報として共有されていると思います。

ただし、地方のテレビ局とか、そういったところまでは十分、クロマグロの資源管理全体のことについて理解が行き届いて、情報が行き届いていないところはあろうかと思えます。

また今回の、特に釣り人、遊漁者に参加していただく必要があるような資源管理の取組ということにつきましては、例えば3月に委員会指示を発出する際に、一般紙じゃなくて釣りの業界紙、釣り人ジャーナリスト協会というものがございまして、そういったところには、どういった規制が導入されて、何を協力していただきたいかということを釣り人に訴えるという目線から記事を書いていただいたりということで、協力は呼び掛けてきているところでございます。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。

○桜井氏 ありがとうございます。

○関会長 そのほか、今の桜井さんの御質問というか、御意見に対して各地区の委員の方

いかがでしょうか。何かありましたら、御発言をお願いします。

○井上委員 漁業者代表の全国流し網協議会の井上ですけれども、一言よろしいですか。

○関会長 はい、どうぞ。

○井上委員 私は前回の3月の会議でも申し上げたんですが、30キロ未満の小型魚もマグロ、30キロ以上の大型のマグロもマグロということで、どちらも採捕の禁止がいいんじゃないかというようなことを申し上げたんですけれども、水産庁さんからの、心をもう少し広く持てとか、大きく持てとかということで流されてしまったんですが、遊漁というのは字のごとく遊んで魚を獲るといような遊漁だと思うんです。

それで、資料1の(3)にありますように、大型魚の採捕が高水準で、6月の末時点の採捕……失礼、その上の(2)ですね。資料1の1の(2)で「6月1日～6月16日までの採捕量が10.8トン」となっておりますけれども、これは私どもの流し網協議会であれば、大体1月から7月28日現在で10.3トンとなっております。それをちょっと上回っているということもございます。

この間も申し上げましたとおり、やはりマグロは増えているんですね。確かに増えていきます。そして、網をやれば必ずどこにでも掛かるということで、それをかわしながら操業しておるんですけれども、やはり商売、漁師として獲る量と、遊びながらマグロを獲る獲り方というのは全く違うんじゃないかと思うんです。

実際はこの10.3トンにしているのは、なぜこんなに少なくしているかというのと、1月、2月に獲ったやつをもう1月でこれ消化したんです。消化近くなつたんで、そのままいっちゃうと、すぐオーバーしちゃうということで、まず取りあえず、これから水温が高くなるということで、安いマグロになっちゃうということになりますから、それを絶対獲らないようにして、また11月、12月、脂が乗ってきてから獲ろうということで、10.3トンに抑えているような状態なんです。それでもやっぱりマグロは多いので。まあ、後継者辺りにも言えるんですけれども、漁業後継者がこれだけ少ない中で後継者を少なく、減らすよりも、我々漁業者としては飯を流し網で食っているんだから、何とか会長、調整委員会の委員をしているのであれば、もう少し枠を、先ほど遊漁の方がおっしゃっていました枠の……、これはどこだったっけ。留保枠ですね。留保枠70トンぐらいありましたよね。その留保枠でも我々漁師はなかなか増やしてもらうことができない。そういう中で漁業者がそのようにして後継者も減っていくというようなピンチに立たされているのに、これにまだマグロの、言うなれば遊漁で枠を獲ったりするとなれば、我々漁業者、漁師は本当に1トン

でも、2トンでも留保枠から分けてもらいたいのに、もし遊漁者がその枠を決まるようなことになれば、果たしてどうなのかなど。資源管理、資源管理と言いますけれども、遊漁の場合、我々漁業者は市場に揚げるから、その日のうちに必ず報告しなきゃならない。そうしますと、報告はもうほとんど1キロも違わないぐらいの報告になってしまうんです。だけど、遊漁の場合は、早い話が報告が正確であるのか、それとも報告しないで、もう大型マグロだから食っちゃおうやというふうな例もかなりあるんじゃないかなと思うんです。そうしますと、やはりこの制限というのがどこまで守れるのかなというような不安もありますので、その辺を考えて、これからの漁業、これからの漁師の在り方を考えていくには、やはり遊漁というのは字のごとく遊びながら魚を獲るということでございますので、やはり漁業のことをもう少し真剣に考えていただいて、先ほど、前回、私が小型魚も大型魚もマグロだから保留するというので、できればそうしてもらいたいなと思っているのが本音でございます。よろしく願いをいたします。

以上です。

○関会長 井上さん、ありがとうございました。

○桜井氏 度々すみません、J S Aの桜井なんですが、よいでしょうか。

○関会長 はい、どうぞ。

○桜井氏 発言ありがとうございます。たくさん発言の機会を頂いて、恐縮です。

今の御発表に関してなんですけれども、大きく2つありまして、1つは遊漁というのは字を書いたのごとく遊びだということで、そこは私も異論は全くないんです。ただ、最後におっしゃっていた水産業、漁業者の後継ぎの方たちも含めて跡取りの、当然確保もだし、育成も必要というところは、私もその危機感というのを非常に強く感じていまして、現状、漁業従事者の皆様って日本に15万人程度おりますけれども、今後数十年で水産庁さんの推計によれば、もう7万人程度に減ってしまうと。ではそこに対して何らか対策であったり、手立てが、というと、現状なかなか難しいんじゃないかなというのを思っているんです。

海で仕事をする中で、例えば私が釣り人としてマグロを釣れば、それは趣味で遊びですけども、当然高い乗船料を船に払って釣りをさせていただいていますので、釣る人は確かに遊びだと思ってしまうんですけども、遊漁船と言われる釣り船を運営されている人たちは、この方々ももちろん強いこだわりとか意志というのを持って、漁業者、漁業従事者の皆様と同じように、本業としてご飯を食べるためにやられているというふうに理解をしております。ここの溝が埋まらなかったり、連携が難しいのであれば、当然今の、まあ、70年ぶ

りに漁業法が改正されておりますけれども、そもそも海を取り巻くルール全体に対しても考えていかないといけないのではないのかなというふうに思っています。

釣る人は確かに遊びなんだけれども、釣りという産業でご飯を食べている人たちはいっぱいおりますし、私の周りなんかでも東京で働いていて、地域にIターン、Uターンをして漁師さんになったり、農家になったり、そしてその日々の様子をユーチューブにアップしたりして、言わばIT系の広告収入、仕事をしながら漁師という生活もしている。また、それを見た人たちが興味を持って移住する例というのがこの数年で本当にたくさん出てき始めています。

そうなってくると、お客さんを乗せる船であっても、魚を獲る漁師さんの船であっても、1つの仕事には当然変わりないわけで、その両者が連携をしていく。そのためには、当然枠を増やすための努力というのも我々でしていく必要があると思いますし、何か対峙する形ではなくて、マグロだったらマグロという魚を通して、むしろ漁師さんたちも儲かる事業を運営していく、そして釣りでご飯を食べている人たちも事業ができる、そういった取組になればよいのかなと思っています。

最後に1つ、これは水産庁だったり、分かる方への御質問という形になってしまうんですが、今、基本的に遊びで釣る分を分ける状態にはない。なぜならば、漁師さんたちとしてご飯を食べているので今はもう精一杯で、しかも後継ぎも見つからないぐらい大変だと。そうなったときに、約、大きく言ったら1万トンぐらいあるうちの数%でも分ける余裕はないということだと思うんですけれども、実際に水産庁さん以外で、漁業者、漁業従事者であったり、大手の会社さんも含めて、国際的に日本のクロマグロであれば、クロマグロの枠を増やす、現状であれば20%増やすということに対して水産庁さん以外で具体的な取組をしていたり、海外に発信されていたり、みんなで魚を守るし、枠を増やそうということは水産庁さんだけがやるのではなくて、それでビジネスをしている人たちも何か取組って直近、すごくやられていることとかがあれば知りたいなと思って、最後質問させていただきます。ありがとうございます。

○関会長 ありがとうございます。

今の桜井さんの最後に質問に対してどうでしょうか。水産庁さんの方からお答えいただければ。

○藤田部長 資源管理部長をやっております藤田でございます。

私、その部分は詳しくないので誤解があったら、誤解があったらというか、ちょっと

勉強不足だったら申し訳ないんですけども、粹そのものの交渉、これは御存じだと思いますけれども、国際的な機関で、交渉の中で決まっていくということでございますので、交渉に当たりましては水産庁が日本の立場といたしますか、それを代表して交渉に当たるということになってございます。

あとそれとは別に、まず可能性としてありますのは、提案でもありますように、今後の話としてありますのは、資源の評価を正確にする上で、具体的なデータというものを試験研究機関だけではなくて漁業者さんからも集めるし、あるいは今後の可能性として釣り人の方にも御協力をお願いして、そういったものがうまく積み上がれば資源評価が改善されて、結果が、それが国際交渉に貢献するという可能性はございます。

それとは別にもう1つありますのは、恐らくこういうネット環境が進んだ世界ですので、いろいろな意味で、政府だけが把握している話ではなくて、NGOの方が発信するというのも国際的な世論を形成していく部分がございます。そういった中で余りにも極端なと言うんでしょうか、保守的な立場ではなくて、資源の状態を悪化させる話ではないですけども、上手に利用していくというんでしょうか、そういった意味でNGOの方も、これぐらいだったら、こういう取組だったらいいんじゃないかとか、そういう横のネットワークで国際的な世論を形成していただくということになれば漁業者の方にも裨益しますし、ひいては遊漁者の方にも裨益する部分があるんじゃないかと思います。

今、これまで申し訳ない、私勉強不足で、こういうことを具体的にやっていただいておりますということまで申し上げられないですけども、そういう認識でおります。

○桜井氏 J S A桜井です。ありがとうございました。国際交渉上、水産庁さんであったり日本政府がその窓口をしているというのは重々承知していますので。実際交渉の材料として加えられるような取組というのを、別に事業者も属性を問わずにどういったことを日本国内でやっておるのかなというのがちょっと気になったので質問させていただきました。

関連するところで言うと、冒頭に関様がおっしゃっていた、みんなで連携していく、対話をしていくというところが正に重要だと思っていまして、我々も例えばまき網船でマグロを獲られている方たちの行為を釣り人が「何であんなに獲っているんだ」と言ったりもしているんですけども、逆にまき網船の人たちも、私、これ別に個人的な感覚なんですけれども、そんなにばかばかマグロが獲れるとは実は思っていなくて、実際にどういう漁法でどういう状態かというのは、実はマグロを獲る、獲るにはいろいろな獲り方があるわけです。そのいろいろな獲り方に対してそれぞれの人たちが相互理解をして対話をする機

会というのはあったのかなというのが分からない部分もありまして、広域漁業調整委員会は、その調整というのは、資源がすごい勝手に増えていて、ある分をどの属性、どの立場の人たちに割り振るといふ、もともとの趣旨ってそういう漁業法根拠でできてきていると思うんですけども、そもそも右肩上がり伸びていて、その取り分をみんなで主張しながら分け合っていくまいかということ自体が、やっぱり結構限界がある危機的な状況じゃないかなというふうに理解をしていますので、むしろみんなで連携していったらいいなと思っただけの質問でしたので、ありがとうございました。また、詳しい課題は別途お問合せさせていただきたいと思います。

○関会長 ありがとうございました。

○菅原氏 すみません、全釣り協の菅原ですけども、一言いいですか。

○関会長 菅原さん、どうぞ。

○菅原氏 ありがとうございます。

先ほどの井上さんの発言を聞いていてちょっと思ったんですけども、私どもも水産庁さんがやられている水産多面的発揮対策とかに参加させていただいているんです。この水産多面的というのは、一般の団体と組合さんと漁協さんと、あと一般人の方の三者を取り込まないとできない活動なんですけれども、やろうとしたときに組合さん達、漁協さん達の非常にげん顔をもう多々見掛けてきたんです。もういわゆる、だから、俺らは漁師ですけども、おまえら全然関係ないやつらが何しに来るんだよというような形で見られる形が多いんです。

ところが、実際にやっていると、海底清掃とか海浜清掃とか、いろいろなことをやっていると、おまえたちやってくれていることは本当に助かることだよなというふうに認めてくれる方々が最近非常に増えてきているんです。

たまたまこの間も、ちょっとまき網船と刺し網の船に乗ったときに、漁師さんたちが、自分たちが仕事をしながらたばこを吸いながら、その吸い殻をぼいぼい海に捨てている。それを見たときに、僕は非常にげんに思ったんです。我々遊漁をやっている人間で海にたばこを捨てるやつなんか今もう一人もいないですよ。まずゼロだと言っていいくらいだと思います。なのに、自分たちの職場としてある海にいまだにやっている漁師さんたちにそれを言ったら、そのとおりだよなと言った漁師さんたちが何人もいたんです。

だから、ここはひとつ、遊漁が遊びだからとかじゃなくて、同じ海を愛する人間として心をちょっと広く、間口を広く開けてもらって、お互いにこの資源保護とどうやっていっ

たら共存できるかということ、線を広げてもらうことができないでしょうか。非常に僕はそこところが、同じ人間で同じ海を愛する人間、同じ資源、同じ魚を愛する人間として、何でそこで隔たりがあるのかが非常に疑問でしょうがないんです。そこを少し、ちょっとだけでもいいんで、心に留めていただければと思います。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。私も多面的事業などには少し関わらせていただいているところもあるんですけども、そういう中で、今の菅原さんのおっしゃったとおり共に活動していくというので、なかなか最初は抵抗感があったりとか、うまくいかなかったり。でも、最近はそのことよりも、もっと一緒にやっていくという、協働みたいなことが定着してきている傾向にあるのではないかなと思う場面を多々見ております。

私、漁師さんの言い分もなるほどと思うし、今日、遊漁の皆さんのお話を聞いて、そこも非常に分かる部分もあったんです。ただ、足りないのは漁業と遊漁という双方の情報交換みたいなところというのが全然足りていないんじゃないかなという気がしています。

先ほど報道の問題もあったんですけども、そういう報道も、双方の協力体制の中でどういうことを発していきたいのかというところを、うまく報道を巻き込んで発言していきけるというような形が絶対に必要なのではないかなというふうに感じております。

それから今回、遊漁の方の、要するにこれは報告が非常に上がったので、7月の、昨日までで16.8トンですか、ということが分かったわけです。その報告というのが実際の数のどのぐらいのパーセンテージなのかというところが問題なのですが、少なくともこういうふうに報告が上がってくるということは非常によいことです。この報告を上げるということに支障を来さないような、そういうルールというものが必要だし、罰則とかも今回あるわけですけども、それも、そういう報告をしていたことが、いや、もっと報告しなきゃいけないんだって思えるような、そういうものにしていかなきゃいけないということをちょっと感じております。

すみません、勝手に自分で意見を言わせていただきました。

ほかに委員の皆様、いかがでしょうか。

有元委員さん、お願いします。

○有元委員 3月の時点の採捕制限、遊漁の採捕制限がありましたけれども、漁業サイドの委員の方々から強い意見がありまして、30キロ以上の大型魚について報告すればよいというのは獲ってもいいと水産庁が認めているんじゃないか。そのことについて、漁業サイ

ドでは海区別の漁獲割当ての中で我慢してやっているんだと。それをどうしてくれるんだという、すごい反発がありました。

ここまで釣り団体等の協会系の方々の発言を伺ってしまして一番感じるのは、資源管理を進める上で大事な2つの点があると思うんです。

1つは、漁獲量の管理、もう1つは漁獲努力量の管理。漁獲量について今回初めて数値が出たわけですがけれども、それがどこまで過大評価なのか、過小評価なのかも分からない。もう1つ、漁獲努力量について、盛んに釣り人口600万、700万と言われますけれども、これは延べ人口だと思うんです。実際に漁獲努力量、どれだけの人数の人が遊漁で釣っているのかという根拠になる数値も出ていない。そのような状況で大事なクロマグロの割当量を分け合うというような、同じ土俵の上に立った話には進まないだろうというのが私の気持ちです。

漁業者については、水産庁、都道府県の水産課、そして漁協の系統、さらに魚市場に揚げますから全てつかめる、把握できるわけです。それと同じレベルでの漁獲努力量と漁獲量についての数値が出せない限り、漁業者と同じ立場での議論には進まないだろうというのが私の気持ちです。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。

○桜井氏 J S Aの桜井です。よろしいですか。

○関会長 今のことに関して。

○桜井氏 はい。

○関会長 お願いします。

○桜井氏 ありがとうございます。大変参考になると思いますし、私たちも同じ土俵に立つのは難しいなと思っています。

その中で2つあると思っていてまして、果たして、クロマグロというのは誰のものなんでしょうか。別に日本にいれば日本の領海内のものだし、海外に行っちゃえば海外のものだしというときに、そもそもマグロって現状誰のものなのか。それは法的に見たら、当然今、漁業法がありますので、漁業の人たちが本業で獲られている。そこはもう全く異論はないですし、何も完全な同じ土俵で分け前をよこしてくれということを使うつもりもないというか、それが難しい議論だというのは理解をしているつもりです。

そうやってきたときに、先ほど関いずみさんからもありましたけれども、そもそも対話

が足りないと思いますので、それをしっかりやっていきたいと思ひますし、私はふだん自分で会社をやっていて釣り人としてマグロを釣っていますけれども、日本に住んでいて日本人として釣りをしている際によくいつも思うわけです。海って誰のもので、ここに泳いでいる魚というのは誰のものなんであろうと。そこに対しての規制・ルールの在り方というのは当然国ごとによって異なっておると。今、おっしゃっていたように、分け前は、そもそも数量の全体把握が難しいんだから、それをやるまでは無理ですよというのは正におっしゃるとおりなので、それをしっかりやっていくという方を取るのか、そもそも根本のルールを変えていくというところに働き掛けるか。いくつかの選択する選択肢、オプションというのは当然あるというふうに我々も思っています。

少し懸念をしているのは、漁師、漁船登録もして遊漁船も運営していると。釣り客は普通にまぐろを釣るんだけど、それを販売している船もある。こうなってくると、今、おっしゃっていた、そもそも同じ土俵に上がるまでは、同じ土俵に上がるためには全体の数量把握が絶対必須だということになれば、では遊漁船の人たちはみんな漁師になり始めたらどうするのかとか、それこそもう完全な把握が難しい、プレジャーボートでやるというふうになった場合はどうするのかとか、結局、非常に実行力ある規制をするのって実際問題難しいなと思ひていて、それを最大限努力するのが我々の仕事だと思ひていますし、同じ土俵に立ちたいというよりは、そもそもマグロをみんなで増やして、きちんと我々も数量把握をする。今日、他の参考人からもお話あったとおり、ライセンス制を導入して、要は、漁協の皆様と同じような仕組みを我々側で作れば、それができるようになる可能性もありますので、大きな枠組みで言えば、そもそもの今の漁業法も含めたルール、水産ビジネスを取り巻くルール自体を俯瞰的に見てどう変えていくかというのも、私たち非常に関心高いですし、一方で目先、どうやったら釣りの人たちと漁業者の方々が連携できるかというところも手を抜かずやっていきたいと思ひますので。

繰り返しになります。同じ土俵に乗るつもりは全くありませんので、むしろ、よく対話をして連携をしていきたい。その根底は、私は、これはJ S Aという個人的な立場として、J S A、海ってみんなのものだというふうなことを強く思ひていますので、その中で連携できていったらいいなと思ひています。

すみません、何度も。ありがとうございます。

○関会長 ありがとうございます。

○森氏 J G F Aの森です。一言いいですか。

○関会長 はい、森さんどうぞ。

○森氏 先ほど私の話の中でも言いましたけれども、キャッチ・アンド・リリースの釣りであれば漁獲枠消費はしないという認識だと思うんですけども。先ほど採捕禁止っていう意味だと聞いたときに、キャッチ・アンド・リリースは違反にならないし、報告義務はないという回答をもらいました。漁業者の方々は、遊漁者が漁獲枠を消費せずにキャッチ・アンド・リリースを続けることに対してはどう思っているのかなということちょっと聞いてみたいこと。

あともう一点、採捕禁止、先ほど明確にしているって多少コメントをいろいろもらったんですけども、今後、大型魚の採捕が禁止になった際にキャッチ・アンド・リリースで狙うことって許されるか許されないかという点、ちょっと回答をお願いしたいと思います。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。

では2つ目の方から、大型の採捕が禁止になったときにキャッチ・アンド・リリースは認められるのかどうか。これ水産庁さんの方から改めてお願いします。

○松尾室長 先ほど御説明したとおりです。採捕した場合、速やかに海中に放流すれば、この委員会指示40号の違反とはなりません。

○森氏 意図的に狙うことは許されるという認識で合っていますか、キャッチ・アンド・リリース前提であれば。

○関会長 水産庁さん、どうでしょうか。

○松尾室長 クロマグロを目的とした、太平洋においてクロマグロを、その期間中は、遊漁者は太平洋においてクロマグロを採捕してはならない。ただし、意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならないということです。

○森氏 それは、つまり、意図的に狙うことを許さないということで合っていますか。キャッチ・アンド・リリースも認めないと。そうすると、様々な遊漁船、多分営業に支障が出ると思うんですけども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○関会長 すみません、多分森さんの質問は、「意図せず採捕する」という言葉に引っかかっているんじゃないかなと思うんですけども。つまり、あれですよ。そう思っていないなくても釣れちゃったって言えるのがどこまでの範囲かということなんじゃないかなと思うんですけども。でも、クロマグロは、私クロマグロの釣りに詳しくないので何とも言えないんですけども、要するに、クロマグロを釣るということは、もうそういう装備がク

ロマグロを釣る用になっているということなんでしょうかね。だから、森さんの質問が出てくるのかなと思うんですけども。

○森氏　そういうことです。クロマグロは基本的に狙いにいかないと釣れない。まあ、たまたま釣れることもあるとは思いますが、狙いにいって釣るという話なんで、その狙いにいくという行為が許されるのかどうか。それがたとえキャッチ・アンド・リリース前提でも許されるのかどうかというところをちょっと明確にさせていただきたいと思えます。

○関会長　確かにこれを読むと、そこら辺が割とふわっとした表現になっていると、明確な表現をあえてしていないということですよ、質問の趣旨は。

○松尾室長　すみません、水産庁です。

○関会長　お願いします。

○松尾室長　水産庁、松尾です。

今回、キャッチ・アンド・リリースの位置付けというのが、この指示の中ではキャッチ・アンド・リリースを最初からする予定の遊漁が認められるのかどうかというところには正面から答えられるような形になっておりません。飽くまでもクロマグロを、遊漁者はクロマグロを採捕してはならないということになっておりますので、狙ってやるということを知っていいと言われてたら、それは私ども、認められないとしか言いようがありません。

ただし、その結果として釣れたものについてキャッチ・アンド・リリースをしたということであれば、その委員会指示の違反にはならないということでお答えしております。

キャッチ・アンド・リリースの扱いにつきましては、今回の御指摘も踏まえまして、今後このような規制を行っていく場合にはどのように位置付けるかということについては検討課題とさせていただきたいと思えます。

○桜井氏　度々すみません、J S Aの桜井ですけども、よいでしょうか。

○関会長　はい、どうぞ。

○桜井氏　何度もすみません。

今の御質問って、釣り人が釣りたいからというよりも、私、非常に懸念をされていてなるべく避けたいのは、遊漁船の事業者の皆様、そして地元の旅館の経営者、飲食店等の皆様から、マグロ釣りが一斉に国の方で禁止をされてお客さんが来なくなると。そうすると、急に、要はそれでご飯を食べているので売上げが減るから、どうしてくれるんだ。補償は

国から出るのか。こういった問合せを既に受けております。

私、別に水産に限らず、これ農業、農水省さんの管轄で言えば農業も同じだと思うんですけども、何か問題が起きたからすぐに補償をする、経営上の補填をする。私も会社をやっていますけれども、通常であればビジネスをしていろいろな環境変化がある中で収入の増減があった際に、何でもかんでも補償されるというのはなかなか当然ないわけで、それが一次産業というのは、非常に国の方でも補償・補助していて、すぐそういう話に直結をしてくる。これは私、非常に懸念していますし、万が一にも一斉に、今私の理解だと、そもそもクロマグロを対象とした遊漁船は自粛をする、自粛要請というのが出ているという理解をしています。先ほどJGFAの森さんがおっしゃっていた、意図せず狙っているのか、よくないのかというと、そもそも意図して狙うクロマグロを対象とした船は、今、自粛要請が出ている。これは恐らく、今回、委員会指示が出た後も継続されるものだというふうに私理解をしています。その中で、釣りをして万が一クロマグロが掛かった場合は、キャッチ・アンド・リリースであればよいですよというのが今水産庁さんが言われている見解だと思うんですけども、もし万が一これが国の方針によって、急に突然クロマグロの釣り自体が禁止になると。そうすると、先ほども釣りって遊びじゃないかという話がありまして、確かに釣っている本人は遊びなんですけれども、事業としてやられている方々、本当にもうそれで各地域でご飯を食べていて、桜井さん、これって国から賠償とか出るんですかねというのを聞かれていて、すぐそういう話になっていると。そうなった際に、もし万が一にもこれらが休業の補償であったり、そもそもクロマグロ、何で釣っちゃいけないんだということで訴訟等になっていくというふうに万が一にでもなってしまうと、当初、今日繰り返し申し上げている相互連携、対話をしてルール・制度を作っていくというところからまた逆戻りして、旧来型の産業の在り方になってしまうというのは非常に懸念しますので、水産庁さんとしても明確に禁止をする、制限をするのか、そうじゃないのかというのは釣り業界にとっては実は非常に、釣り人というより釣りの産業にとっては非常に大事で、そういった意図で質問がされていると、今、理解をしましたし、今、御回答としては、今後、船を出すこと自体等が禁止されるものではないというような把握、理解をしましたので、そういった通達を各地域に出したいなと思います。

○関会長 ありがとうございます。

○西田補佐 水産庁管理調整課、西田でございます。

関会長にお知らせします。2件ほど、チャットで委員から御意見を頂いておりますこと

をお伝えいたします。

○関会長 ちょっと待ってください。これですね。

はい、分かりました。では、チャットの方の意見を先によろしいでしょうか。

まず静岡海区の鈴木委員から、太平洋委員会で参考人がここまで議題に意見を述べるのはいかがでしょうか。委員会の議論が成立しますか、ということで、確かにそうなんですけれども。それはそうなんです、委員の人もどんどん発言をしてください。お願いします。

それから、中田委員の方から質問が来ています。遊漁船は正確なクロマグロの数量をどのようにしているのかと。クロマグロの数量をどのように把握しているのかということでよいでしょうか。

これは、まず水産庁さんの方ではどの程度把握されているのでしょうか。

鈴木委員、ちょっと待ってくださいね。では、先に静岡海区の鈴木委員さん。カメラもオンにして。

○鈴木（精）委員 静岡の鈴木です。聞こえますか。

○関会長 はい、聞こえます。

○鈴木（精）委員 今まで経験をした広調委の会議とは全く異質のものだなというのが感じて、それでそのような文章にしたわけなんですけれども、ただ遊漁関係の三方の意見というのは今まで経験したことのないような話が出たということで、非常にためになりました。

ただ、遊漁者の目的というのは、さて何なのかと。魚と格闘することを楽しむだけの遊漁者なのか、それとも持ち帰ることが楽しみで釣りをやるのかという、どちらかだと思うんです。

持ち帰ることが楽しいという釣りの仕方が、結局は7月28日までですか、16.8トンのマグロが揚がったということだと思うんです。その辺から見ていくと、やっぱり日本海と九州で揚がった分、まあ、今日の議題はその辺をどうするかという話だと思うんですけれども、ではそれ以外に太平洋側でやっている釣り船、では同じように規制をしなきゃならないのかなという格好になると、太平洋側の方にはそれなりにある程度の枠を設けなきゃならないという形になってくると、漁業を専業としてやっている仲間の方まで、その辺の枠の減少というところまでいかなければいいのになというのが私の率直な気持ちです。

キャッチ・アンド・リリースという話、非常に興味深く聞いていました。実際にマグロ

のトローリングをやったりしている仲間がいるんですけれども、やっぱりもう漁業者というものは決められた枠の中で、1キロ、2キロの世界の中で釣りをしています。そういう釣りの中で、この魚を釣ったらオーバーしちゃうなというのは、たとえそのマグロが200キロであろうと、300キロであろうと、涙を流しながらでも針を切らなきゃならないんです。そういうのは漁業者もやっていることだから。真摯に釣りだけが楽しみ、そういう格好でキャッチ・アンド・リリースというもので楽しむ分には私は大いに賛成ですけれども、ただ、なかなか漁業者と遊漁者というものは折り合わない部分が多分多いと思います。ただ、お三方の方の組織がもっと大きくなって、その傘下に日本のあちこちの遊漁者が加わるようになれば、そういう漁業者と遊漁者の意見の疎通はできるのではないかなとは感じました。

以上です。

○関会長 どうもありがとうございました。

あと、すみません、中田委員さんの方からの質問ですね。

○中田委員 すみません、それ私質問したので、ちょっとよろしいでしょうか。

○関会長 はい。

○中田委員 私がお聞きしたいのは水産庁ではなくて遊漁船の3団体の方に、クロマグロの獲ったやつをその団体でどのように管理しているのか、どのように把握しているのか、それを伺いたいと思って、そういう質問をしました。

それとあと、クロマグロはWCPFC、中西部太平洋まぐろ類委員会というので規制されております。それで、これ日本のものか国際的なものかという話も先ほど出ていましたけれども、これは規制されている魚種ですので、これはもう守っていかないと、我々漁業者としては獲れなくなる可能性があります。そのために、これ規制をされています。そこを理解していただいて、とにかくこうなった場合は守っていただくと。いわゆる量が多い少ない、これは各皆さんあると思うんですけれども、決められたことを守っていただきたい。私は今日そう思って、3団体には今日ここに出てきていただいたのではないかと思いますので、それを含め、ちょっとお答えしていただけないかなと思います。

よろしくをお願いします。

○関会長 ありがとうございます。

それでは、3団体の方に順番に、今の質問に対する答えをお願いしたいと思います。各団体での把握というのをどうされているかということです。

そうしたら、まず菅原さんからお願いします。

○菅原氏 菅原です。私どもの方では、これといって数字を把握するということは、現在、しておりません。といいますのも、我々の団体の各都道府県にいろいろ人がいるんですけども、その中でクロマグロを採捕禁止とかいうような形のものは、通達はしていますけれども、釣ったものは遊漁船の船主の方からの報告が上がるというふうに思っていますので、私どもの方ではそれはしておりません。

先ほども言いましたけれども、私なんかは水産多面的發揮対策の中でいろいろな活動をしていますし、その中でいろいろな一般市民の方、あとは釣り教室を開いたときにお子様をはじめ父兄の方々がいっぱいいらっしゃるんですけども、開催に当たって、いわゆるこういう資源管理が、今、必要なですよというような形で、今、採捕はこれは獲っちゃいけないんだというような、クロマグロの採捕禁止の話とか、そういうものは毎回毎回しております。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。

そうしましたら、森さんお願いします。

○森氏 J G F Aの森です。

J G F Aでも特段クロマグロの採捕量の調査はしていないので把握はしておりません。そういう意味で、先ほどライセンス制にしてみてもいいかという提案をした次第です。ライセンス制にすればルール、レギュレーションを作って、それを周知することもできますし、採捕した場合の報告とか、その辺の周知、データ集めもできますので、今後の課題として水産庁さんの方にやっていただきたいなと思っています。

J G F Aとしては、やはり釣り、食べることの目的だけではなく、やっぱり釣りがしたいという話ですね。なので、キャッチ・アンド・リリースは釣りを基本的にはもう認めていただきたいと。キープする量、どれだけ持って帰るかという量に関しては、今後もし資源が増えて余裕ができればという形でも良いのかとは思いますが、日本が、9,000 枠があるうちのせいぜい、今、現状で上がっている数字は16.何トンで、今後、多分、100 トンとか200トンとかあれば、もう基本的にはずっと釣りは続けられるという状態だと思います。経済効果を考えると、釣りはオープンにしておいた方が国益にかなうと認識していますので、やっぱり二、三百トンの枠を将来的には遊漁に渡して経済を回すという考え方もあるのかなと思います。

J G F Aとしては以上です。

○関会長 ありがとうございます。

そうしたら、次に桜井さん。

○桜井氏 J S A桜井です。

J S Aでも現時点での数量の把握というのはしておりません。ただ、御意見にあるとおり数量の把握が必要だということで、その体制の整備をしています。体制の整備というのは、各地域ごとに我々幹事というのを置きまして、中央で管理する者と地域で管理する者というのは難しいというふうに理解をしていますので、地域の遊漁者を取りまとめる、今、組織化というのを進めておりまして、今シーズンは難しいと思うんですが、来シーズンです。今年のようなルール環境下の中で行われる際には、今、水産庁さんの方から報告するためのウェブサイトだとかウェブアプリだとかというのも整備されていると思うんですが、そこと連携する形できちんとした組織化をする。その組織化というのが、今日、漁業者の方々からもいくつか出てきておりましたけれども、私もそこが課題だと思っていますのでしっかりやっていきたいし、最終的にはライセンス制という厳しい形を取らないといけないのかなというふうに思います。

最後、先ほど静岡の鈴木さんからコメントがあったとおり、私が大半の意見を述べていますので、ここでお詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。

私、仕事の関係で経産省の委員をやっていたりとか、国交省、金融庁の会議もよく出ておりまして、今回、水産庁さんとかうやって御一緒することになったときに、逆に議論がされていない会議体というのを前回の検討会議、過去の議事録等で拝見しておりまして、逆に言うともちよっとびっくりをされていて、意見を述べてもよいのかというのを確認して、そういう場ですということを事前に聞いておったのでいろいろ発言をさせていただいたのですが、そこがちょっと違ったみたいなので、以後気を付けたいと思いますし、むしろ水産とも個別にお話をさせていただいて連携できるような交流をしたいなと思っていますので、申し訳ありませんでした。

○関会長 ありがとうございます。すみません、私自身がこういうのに余り慣れていなくて、こういう形になってしまっただ委員の皆様にも大変申し訳ない部分があったかなと思います。ただ、こういう意見を聞けたことはよかったかなというふうには思っております。

○中田委員 すみません、ありがとうございました。高知かつおの中田です。

今日は数量の議論の中で皆さん非常に立派というか、いい話を私も今日お伺いさせてい

ただいで非常に参考になったんですけれども、やはり3団体、各団体の方もできたらこれからちゃんとした数量を把握できるシステム、そういうのを考えていただいて、このクロマグロに関しての管理について協力も頂きたいと。またこういう立場で、またお互い話す機会があったら、そういうことをやっていきたいというふうに思っていますので、これからまた各団体さんにはちゃんとした数量の把握ができるようなシステムをお願いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○関会長 ありがとうございます。この辺も漁業、遊漁という枠はあるんですけれども、枠を超えて双方で情報交換をいかにうまくやっていくかということが課題になるかなと思います。

今回が、今、決められている数量の枠の中での状況を見たときの対応をどうするかということで指示が出てきて、指示の案が出てきているというふうに私自身も理解はしておりますけれども、幅広い議論ができたかなということで、こういう形にさせていただいております。

それでは、ほかに御意見ございませんでしょうか。

○井上委員 先ほどの漁業者代表の全国流し網協議会の井上ですけれども、よろしゅうございますか。

○関会長 はい、どうぞ。

○井上委員 前回、3月にこの委員会があつてから何日後だったかな、水産経済新聞に大型マグロが水産庁に報告することができるようになったというのが載っていましたよね。取り方によれば、そういう文章を見た場合に、あっ、これ釣り人の方も枠が取れるんじゃないのかなと思われた方がたくさんいらっしゃると思うんです。

それで、さっき桜井さんが言っておられたような、旅館にしても、地域のためにも持ち帰って使うということに関しては活性化のためにはいいと思うんです。だから、おっしゃることは分かるんですけれども、だけど、遊漁で枠を取るというのと、持ち帰って旅館の辺りで使うということは全然別な問題じゃないかなと思うんです。ですから、そういう使い方、持ち帰って使うというようなことに関しては別に我々漁業者としては異存はないです。だけど、水産に関係した漁業者、漁師としては、先ほど申し上げましたけれども、遊びながら獲ったマグロは枠を水産庁も取ってはいかがなもんじゃないかなと全国の漁師や水産団体からかなりの反発があるんじゃないかなということを最後に申し上げておきたい

と思います。

終わりです。以上です。

○関会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

○石井委員 千葉の石井です。

○関会長 石井委員、お願いします。

○石井委員 自分自身、少しの間、はえ縄船でマグロをやっていました。その経験上、キャッチ・アンド・リリースというのは小さい魚は可能かも分かりませんが、100キロ以上の魚になると、これはかなり難しいことになりますよね。先ほど桜井さんが言っていたように、怪我したり何かしたり、そういうことが起きると思います。

それで、桜井さんが言っていたとおり、さっき写真に出ていたのは40キロぐらいの魚だと思うんですけども、あのくらいなら可能かも分かりませんが、その40キロの魚も、実は30キロ未満のマグロを半減して獲っていたからこうやって増えてきたんですよ、今年急に。だから、そこいら漁業者の立場として分かってほしいなと思います。小さな30キロ未満の魚を獲っている人というのはそんなにそんなに、漁業者の中でも一番、大変弱い立場の人たちの対象魚です。だから、そこいら含めて少し釣りの方も考えていただきたいと思います。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。

そのほかございませんでしょうか。

○桜井氏 J S Aの桜井ですけれども、よろしいですか。

○関会長 はい、手短にお願いします。

○桜井氏 分かりました。ありがとうございます。

すみません、先ほどの写真、たまたま三、四十キロの小さいものだったんですが、アメリカ、カナダ、アイルランドなんかで100キロ超え、もう300キロクラスをリリースするというのが一般化してしまっていて、そのリリースの難易度というところでは大型魚の方がリリースがしやすく、シングル・フックでそれを外す専用の道具もありますし、場合によっては鉄製のフックを使ってカットすれば、その鉄のフックが自然に外れるというレギュレーションをしいている国が多いので。

リリースのしやすさということで言えば逆に小型魚の方が危なくて、目の前で細かく暴

れますので、大型魚であれば大きなフックで外しますので、リリースのしやすさというところでは言えばしやすいですし、さっきおっしゃっていた感情面のところは非常によく分かっています、釣り人も逆に小さいマグロを釣って、それ自体を釣果として披露するということにはかなり強い抵抗感を持っていますし、今、大分釣り人の中では、特に30キロ未満のヨコワと呼ばれる小さい魚に関してみれば、ぱっと見ればすぐ分かりますので、それらを釣ること自体は恥ずかしいし、そういうナブラについてはそもそもルアーをみんなキャストしていませんので、そこに関しては同じような状況共有できているのかなと思います。

すみません、以上です。

○関会長 情報をありがとうございました。

青森の竹林委員と、あと北門委員、続けて。

まず、竹林委員からお願いします。

○竹林委員 よろしいでしょうか。入っていますか。

○関会長 はい、入っています。

○竹林委員 参考人としての意見はお聞きしましたが、それに対してどうこう言う立場にはないと思います。

それと、前回同じお話をしましたけれども、漁業者からの枠の減枠はもう大変なことだというお話をさせてもらいましたけれども、遊漁者にも枠を与えるのであれば、漁業者にも同等の枠を、増枠をするべきではないのかなというふうに考えております。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。

北門委員。

○北門委員 東京海洋大の北門です。本日はそれぞれの立場からしっかりとした議論ができたかと思います。皆さんの御意見、大変勉強になりました。

今回の措置、つまり委員会指示ですけれども、短期的には現行ルール上で考えると適切な方法ではないかというふうに私は思うのですけれども、ただ中長期的に考えた場合に、事前に双方といますか、利害関係者が納得できるような形にすべきだというふうに思いますので、今後、対話を通して議論をしていくというところは皆さん共通認識だったというふうに思っております。

私、専門は資源解析と資源管理なんですけれども、資源管理という立場からすると、資

源管理というのは獲る枠を決めるだけではなくて、資源管理の方法はある種のパッケージで、資源解析や資源管理をするためのデータの取得、それからそれに基づく資源評価、そしてその資源評価に基づいて漁獲枠を決める獲り方のルールの設定や漁獲枠の算定、そういう3つの要素がないと資源管理は成り立たないのではないかと思います。

データの取得というところですけども、先ほど有元委員の方からも御意見ありましたように、漁獲量、それから漁獲努力量、これらは肝腎要の情報でして、この情報にバイアスがあると、もちろん資源管理はうまくいきませんし、データのソースはそれだけではなくたくさんのデータが必要になってくるわけですけども、そういう情報を正しく提供して初めて資源管理ができるということから考えると、そういう情報を提供できないということだと、逆に資源管理に貢献できないということになりますので、遊漁を含めてこれから資源管理の仕方、在り方ということを検討されるに当たっては、データの正確さやバイアスのないデータの提供ということが肝腎要だと。それから、獲る側の責務だということをご意見をここで意見として申し上げたいと思います。

それから、先ほどからキャッチ・アンド・リリースの話が出ていますけれども、獲ってリリースすればそれでいいかということでは必ずしもないのだと思います。リリースしたものが100%生存しているという保証もありませんし、海外の文献等ではクロマグロを対象にした研究もあると思うんですけども、一定の割合で死亡しているというふうな報告もあるかと思いますので、そういうことも含めて検討していただくのがよいのではないかなというふうに思いました。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。大丈夫ですか、委員の皆さん。

よろしいですね。

今日、いろいろな意見が出ましたけれども、最初に水産庁さんもおっしゃっていたように、試行的段階ではあるという旨はお話があったと思います。にしても、いろいろ課題ということが今日たくさん見えてきたということも事実ですし、それを1つずつ潰していかなきゃいけないということなんだろうなというふうに考えております。

それでは、意見交換は以上といたしまして、本委員会として太平洋広域漁業調整委員会指示第40号を本日付けで発出するとともに、太平洋広域漁業調整委員会指示第39号及び第40号に基づく遊漁者のクロマグロの採捕の制限の違反者への対応方針を本日付けで制定す

ることとし、後の事務手続上において軽微な修正等あった場合は会長一任とさせていただきます。と思います。

賛成、反対につきましてマイクをオンにして「賛成」「反対」ということを言っていたらというふうに思います。

参考人の方は採決には参加できませんので、御了承ください。

(各自意思表示)

○関会長 ありがとうございます。そうしましたら、反対という声は聞こえませんでしたので、事務局に、委員会指示についての事務手続と官報への掲載をお願いしたいと思います。

議題(2)はその他なんですけれども、事務局では特にその他の内容はないということですが。

○藤田部長 会長、しゃべらせてもらっていいですか。

○関会長 はい、どうぞ。

○藤田部長 資源管理部長の藤田でございます。

委員会指示について御理解いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、ここで私の方から申し上げておきたいのは、1つは、今、水産基本計画の議論をしている中で、特に沿岸漁業の振興、あるいは地域の振興という中で遊漁みたいな、何と申しますか、漁業以外の取組、こういったものは重要だというふうに認識をしております。

今日、参考人の方には、ある意味ちょっときつい話になった部分があるかもしれません。これは私どもの方からお詫びを申し上げます。ただ、その背景には漁業者の方が非常に厳しい資源管理措置をやっているために、どうしても言葉が荒くなった部分があるんだろうというふうに思います。皆様方には、議論の中では組織率の問題があるということを御認識の上で会議に参加をしていただいております。この点に関しては改めて感謝を申し上げます。

漁業者の方に、この際ですから申し上げておきたいと思います。

今日参加をしていた議論と申しますか、意見を言っていたのは、恐らくいろいろな遊漁の方がいらっしゃると思いますけれども、資源管理あるいは漁業のことについて理解のある方たちだというふうに思っていた方がいんじゃないかというふうに考えております。

そういった意味では、一方的に意見をぶつけられてということではなくて、今後、意思

疎通を図れる関係者として位置付けが高まるということが相互の利益につながるんじゃないかというふうに考えております。

本日は、従来とは異なる形の委員会になりましたけれども、漁業と遊漁の関係者が連携するということは重要でございますし、間に水産庁が全部入って意見交換するよりも、直接こういった意見交換をするということで相互理解が深まる部分もあるんじゃないかと思えます。継続して我々の方は、いろいろな意味で地域なり漁業なり、うまく資源管理と地域の産業の調和を図れるように努力をしたいと思えますので、双方の方に継続して協力なり御理解をお願いしたいと思います。是非よろしく願いいたします。

○関会長 ありがとうございます。

もう時間もいい時間になってしまったんですけれども、最後に確認をしたいと思えます。

これまでの議事でウェブ会議はもう大分皆さんも慣れて意思の疎通を図られたのではないかというふうに考えておりますけれども、何か御発言したい、これだけは最後言っておきたいとか、もしそういうことがありましたらマイクをオンにしてお伝えいただければと思えます。大丈夫でしょうか。

そうしましたら、特に追加の意見は今回、今のところはないということですので、では全ての議事について御了承いただいたということで、では最後、次回委員会の開催予定について事務局から説明をお願いしたいと思います。

○西田補佐 水産庁管理調整課、西田でございます。

3月にお伝えしましたとおり、今年11月に次回の委員会を開催したいと考えております。日時及び場所等につきましては会長及び委員の皆様のお都合をお聞きしながら、また新型コロナウイルスの感染状況も踏まえまして、追って御連絡したいと思えますので、よろしく願いいたします。

○関会長 ありがとうございます。

次回の委員会は11月頃に予定されているということですので、10月以降も委員を務められる方におかれましては、次回の委員会の出席についてもよろしく願いします。

それでは、長時間になりましたけれども、議事進行への協力及び貴重な意見、本当にありがとうございました。

事務局におかれましては、本日頂いた意見を踏まえて、今後の課題がいっぱいあるんですけれども、今後の委員会の運営に活用していただきたいというふうに思えます。

なお、議事録署名人に指名させていただきました海区互選委員の鈴木哲二委員、それか

ら大臣選任委員の中田委員のお二方には後日事務局から本日の議事録が送付されますので、そちらの方もよろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして第35回太平洋広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

午後 4 時29分 閉会